

京都市告示第448号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成26年12月12日

京都市長 門川大作

医療機関指定

| 名 称               | 所 在 地                              | 指定年月日           |
|-------------------|------------------------------------|-----------------|
| 山本心臓血管クリニック       | 中京区錦小路通高倉西入西魚屋町601番地<br>地錦小路水野ビル3階 | 平成26年10月<br>1日  |
| 医療法人宏智会 三条田中クリニック | 東山区三条通大橋東入大橋町102番地                 | 平成26年10月<br>1日  |
| まつもと歯科クリニック       | 北区紫野下御輿町23-2メゾン・ミルノール1F            | 平成26年10月<br>1日  |
| 岩崎歯科医院            | 中京区三条大宮町247                        | 平成26年9月<br>1日   |
| 壬生ゆーあい薬局          | 中京区壬生東高田町27-1                      | 平成26年10月<br>1日  |
| イオン薬局京都桂川店        | 南区久世高田町376番地1イオン京都桂川店1階            | 平成26年10月<br>10日 |
| 海老池薬局             | 伏見区御駕籠町104                         | 平成26年9月<br>1日   |

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)